

30消安第 6291号 平成31年 3月29日  
改正 2 消安第 4282号 令和3年 2月12日

殿

農林水産省消費・安全局長

肥料を自ら施用する者からの委託を受けて、肥料を配合する行為に係る  
肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱いについて（通知）

肥料を自ら施用するために、肥料を自ら生産する行為（以下「自家生産」という。）  
を行う者については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。  
以下「法」という。）第2条第4項に規定する生産業者（以下「生産業者」という。）  
に該当せず、法第4条第1項に規定する農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受  
ける義務等がないものとして取り扱うこととしている。

今般、自家生産の取扱い等を踏まえ、肥料を自ら施用する者からの委託を受けて、  
肥料を配合する行為（以下「施用者委託配合」という。）について、下記のとおり  
法の取扱いを整理したので、御了知の上、貴管下都道府県肥料取締担当部署に周知  
をお願いするとともに、その運用について遺漏のないようよろしくお取り計らい願  
いたい。

記

1 施用者委託配合について、以下に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、自家  
生産の場合と同様に、業として行う生産に該当せず、法第4条第1項に規定する  
農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける義務等がないものとして取り扱  
う。

- (1) 受託者による肥料の配合は、委託者の指図に基づくものであること。
- (2) 受託者による肥料の配合は、委託者の指図ごとに行い、複数の指図に基づき  
まとめて肥料の配合を行わないこと。
- (3) 受託者は、委託された肥料の配合を第三者に再委託しないこと。

- (4) 原料として配合される肥料は、法に基づく登録若しくは仮登録を受け、又は届出されたもののほか、委託者が自ら生産したものであること。
- (5) 受託者が配合した肥料は、法に基づく登録等により品質が確保されたものではないことを、委託者と受託者との間であらかじめ確認すること。
- (6) (1) により受託者が配合した肥料は、全て委託者に引き渡されること。
- (7) 受託者が配合した肥料は、委託者が全て自ら施用し、又は廃棄することとし、第三者へ譲渡しないこと。

2 1の要件を満たさない施用者委託配合については、業として行う生産に該当するものとし、その取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 1の(1)から(6)までのいずれかの要件に該当しない場合には、従来どおり、受託者は、配合した肥料について、生産業者として法に基づき登録若しくは仮登録を受け、又は届出を行う義務等がある。
- (2) 1の(1)から(6)までの全ての要件に該当し、かつ、1の(7)の要件に該当しない場合(受託者が配合した肥料について、委託者が他者に譲渡する場合)には、委託者は、譲渡する肥料について、生産業者として法に基づき登録若しくは仮登録を受け、又は届出を行う義務等がある。

3 施用者委託配合については、以下の事項に留意することとされたい。

- (1) 委託者は、施用者委託配合に当たっては、別紙1の様式例により、委託者及び受託者の氏名、配合する原料の種類及び数量、本通知に基づく「施用者委託配合」として行うものである旨、並びに配合後の肥料は法に基づく登録等により品質が確保されたものではない旨を記載した配合依頼書を作成し、受託者へ提出するとともに、その写しを保管すること。

また、受託者は、施用者委託配合後の肥料の委託者への引渡しに当たっては、別紙2の様式例により、委託者及び受託者の氏名、配合する原料の種類及び数量、並びに配合後の肥料は法に基づく登録等により品質が確保されたものではない旨を記載した配合報告書を作成し、委託者へ交付するとともに、その写しを保管すること。

配合依頼書(及びその写し)並びに配合報告書(及びその写し)は、当該肥料が施用者委託配合によるものであることを他者が確認できるよう、委託者と受託者の双方において2年間保管すること(受託者にあつては施用者委託配合を行う場所に保管すること)。なお、書面が保管されていない場合には、原則として必要な指図や確認が行われていないものとして取り扱う。

- (2) 施用者委託配合後の肥料の品質に起因する損害については、委託者と受託者間の問題であることを念頭に、受託者は、委託者に対し、肥料の原料や品質に

関する情報・知見の提供に努めること。

- (3) 配合する肥料の組合せによっては品質低下や化学反応等が起きるおそれがあること、粒度や比重の異なる肥料を配合する場合には、配合方法によっては均一に配合されないおそれがあることについて、委託者及び受託者の双方が十分留意の上で配合を行うこと。
- (4) 農作業の委託を受けた農家又は農業法人が、委託者の農地に施肥を行うに当たり肥料を配合する行為は、農作業の一環として認められるものであり、業として行う肥料の生産に該当しないことはもとより、施用者委託配合にも該当しないものであること。

〇〇年〇〇月〇〇日

## 肥料の配合依頼書

〇〇肥料株式会社 御中

依頼者名 

以下のとおり肥料の配合を依頼します。

配合する肥料の名称	配合する肥料の数量
被覆尿素 A	〇 k g × 〇袋
スーパー有機	〇 k g × 〇袋
みどり 1 号 (堆肥)	〇 k g
〇〇〇	〇 k g
〇〇〇	〇 k g
上記の配分で配合した肥料	〇 k g × 〇袋

## (配合に当たっての留意事項等)

この依頼書による配合は、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6291 号農林水産省消費・安全局長通知に基づく「施用者委託配合」として行うものであり、配合後の肥料の品質は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録等により確保されたものではありません。依頼者及び依頼を受けた者は、同通知に従い肥料の配合や施用を行うものとし、同通知の内容は以下の通りです。

## 1 配合の要件

- (1) 受託者（依頼を受けた者）による肥料の配合は、委託者（依頼者）の指図に基づくものであること。
- (2) 受託者による肥料の配合は、委託者の指図ごとに行い、複数の指図に基づきまとめて肥料の配合を行わないこと。
- (3) 受託者は、委託された肥料の配合を第三者に再委託しないこと。
- (4) 原料として配合される肥料は、法に基づく登録若しくは仮登録を受け、又は届出されたもののほか、委託者が自ら生産したものであること。
- (5) 受託者が配合した肥料は、法に基づく登録等により品質が確保されたものではないことを、委託者と受託者との間であらかじめ確認すること。
- (6) (1) により受託者が配合した肥料は、全て委託者に引き渡されること。
- (7) 受託者が配合した肥料は、委託者が全て自ら施用し、又は廃棄することとし、第三者へ

譲渡しないこと。

2 1の要件を満たさない配合の取扱い

- (1) 1の(1)から(6)までのいずれかの要件に該当しない場合には、従来どおり、受託者は、配合した肥料について、生産業者として法に基づき登録若しくは仮登録を受け、又は届出を行う義務等がある。
- (2) 1の(1)から(6)までの全ての要件に該当し、かつ、1の(7)の要件に該当しない場合(受託者が配合した肥料について、委託者が他者に譲渡する場合)には、委託者は、譲渡する肥料について、生産業者として法に基づき登録若しくは仮登録を受け、又は届出を行う義務等がある。

3 留意事項

- (1) 委託者は、施用者委託配合に当たっては、委託者及び受託者の氏名、配合する原料の種類及び数量、並びに配合後の肥料は法に基づく登録等により品質が確保されたものではない旨等を記載した配合依頼書を作成し、受託者へ提出するとともに、その写しを保管すること。

また、受託者は、施用者委託配合後の肥料の委託者への引渡しに当たっては、委託者及び受託者の氏名、配合する原料の種類及び数量、並びに配合後の肥料は法に基づく登録等により品質が確保されたものではない旨を記載した配合報告書を作成し、委託者へ交付するとともに、その写しを保管すること。

配合依頼書(及びその写し)並びに配合報告書(及びその写し)は、当該肥料が施用者委託配合によるものであることを他者が確認できるよう、委託者と受託者の双方において2年間保管すること(受託者にあつては施用者委託配合を行う場所に保管すること)。なお、書面が保管されていない場合には、原則として必要な指図や確認が行われていないものとして取り扱う。

- (2) 施用者委託配合後の肥料の品質に起因する損害については、委託者と受託者間の問題であることを念頭に、受託者は、委託者に対し、肥料の原料や品質に関する情報・知見の提供に努めること。
- (3) 配合する肥料の組合せによっては品質低下や化学反応等が起きるおそれがあること、粒度や比重の異なる肥料を配合する場合には、配合方法によっては均一に配合されないおそれがあることについて、委託者及び受託者の双方が十分留意の上で配合を行うこと。

別紙2 様式例

肥料の配合報告書

〇〇 〇〇 (依頼者) 殿

〇月〇日付けで受領した配合依頼書に従い、以下の通り肥料を配合したことを報告します。なお、これ以外の原料は一切配合していません。

配合した肥料の名称	配合した肥料の数量
被覆尿素 A	〇 k g × 〇 袋
スーパー有機	〇 k g × 〇 袋
みどり1号 (堆肥)	〇 k g
〇〇〇	〇 k g
〇〇〇	〇 k g
上記の配分で配合し、引き渡した肥料	〇 k g × 〇 袋

施用者委託配合を行った場所：〇〇工場

(平成31年3月29日付け30消安第6291号農林水産省消費・安全局長通知に基づく記載事項)

- ・配合後の肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録等により品質が確保されたものではありません。
- ・配合後の肥料を第三者に引き渡すことは、肥料の品質の確保等に関する法律に違反します。
- ・配合の依頼者及び依頼を受けた者は、配合依頼書及び配合報告書（又はこれらの写し）を、配合後の肥料の引渡しの日から2年間保管するものとします（依頼を受けた者にあつては施用者委託配合を行った場所に保管するものとします）。
- ・その他、配合後の肥料の取扱いについては、上記の局長通知に従うものとします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇肥料株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇